

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 92

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ 2023 年のアフリカで最もイノベティブだった経済圏トップテン
- ・ アフリカの地理的表示に関するマニュアル
- ・ 2024 年のビジネストレンド：2024 年以降の知財法の未来形は
- ・ 意匠の振興とクリエイティブ産業の強化を狙ったアプリを ECOWAS と WIPO が発表
- ・ 後発開発途上国のイノベーション、開発、経済改革のための知的財産権の活用に関するウェビナーを UNCTAD と英連邦が開催
- ・ ARIPO 地域の知的財産権および中小企業の成長とイノベーションに刺激を

ARIPO

- ・ 知的財産と経済発展

ケニア

- ・ ミッキーマウスの著作権終了が意味するもの
- ・ 公衆の健康を守れ：ケニア模倣品取締機関と薬物毒物委員会が模倣薬と違法医薬品に対して共闘

リベリア

- ・ 知的財産権の活用がリベリアの中小企業の発展に道を拓く可能性

モロッコ

- ・ OMPIC を主催者として近く開催される知財セミナーの日程

ナイジェリア

- ・ ナイジェリア- 知財ケーススタディ - 電子商取引プラットフォームにはびこる模倣品の取締り

OAPI

- ・ 知的財産分野の修士課程が生み出しつつある新たなスキル

南アフリカ

- ・ 商標：バーチャル商品およびバーチャルサービスの国際分類 - 第 2 部

- ・南アフリカの知的財産事情 – 2023 年を振り返って
- ・BRICS 諸国における知的財産
- ・非代替性トークン（NFT）の所有権と知的財産権の針路

タンザニア

- ・タンザニアの知的財産事情を世界が認識

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・知的財産権がアフリカの消費者に与える影響
- ・南アフリカにおける技術移転の実情

リベリア

- ・リベリア著作権協会が知財コンプライアンスに関するビジネスセンターを承認

南アフリカ

- ・企業・知的財産委員会（CIPC）の名称、略称およびロゴの無許可使用（2019 年事前通告第 48 号）

ジンバブエ

- ・知的財産権の尊重と保護は必須

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・2023 年のアフリカで最もイノベティブだった経済圏トップテン¹

世界知的所有権機関(WIPO)はアフリカで最もイノベティブだった 10 の経済圏として以下のリストを発表した（括弧内は世界全体での順位）。

モーリシャス (57)、南アフリカ (59)、モロッコ (70)、チュニジア (79)、ボツワナ (85)、エジプト (86)、カーゴベルデ (91)、セネガル(93)、ナミビア (96)、ガーナ (99)。

¹ <https://www.theghanareport.com/top-10-most-innovative-african-economies-in-2023/#google> (2023.12.30)

・ **アフリカの地理的表示に関するマニュアル²**

「アフリカ知的財産権・イノベーション機関」(AfrIPI)は「アフリカの地理的表示(GI)」に関する80ページのマニュアルを刊行した。このマニュアルはAfrIPIのウェブサイトを通じて利用することができる。

・ **2024年のビジネストレンド：2024年以降の知財法の未来形は³**

知的財産の未来に影響する可能性のあるトレンドとして、南アフリカのある知財弁護士が以下のような要素を挙げている。

- 法律実務の分野での人工知能(AI)の活用。
- バーチャル・プラットフォームの成長。
- 知的財産法の調和と知財に関する知財エンフォースメント・プロセスの統合。
- 開発途上の経済圏における知財の地位向上。
- 知財法とAIとの交差点および機械学習。
- 持続可能性に対する世界的な注目の在り方が知財法を変えていく。
- データが計り知れない価値を持つ時代のデータ権とプライバシーの交錯。

・ **意匠の振興とクリエイティブ産業の強化を狙ったアプリをECOWASとWIPOが発表⁴**

西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States; ECOWAS)がモバイルアプリ「AfricDeezayn」の制作について発表を行った。このアプリの制作は、世界知的所有権機関(WIPO)との協力の下、日本国特許庁(JPO)の支援を得て開始されたものである。

このアプリは、加盟国のデザイナーが作品の展示を通じて各自の創造性と才能を世に示すことを可能にするオンライン・プラットフォームを創り出すものであり、そのプラットフォームを通じてデザイナーたちは知的財産権を獲得し、権利に基づいて不法な複製を阻止することができる。

・ **後発開発途上国のイノベーション、開発、経済改革のための知的財産権の活用に関するウェビナーをUNCTADと英連邦が開催⁵**

後発開発途上国(LDC)のイノベーション、開発および経済改革のための知的財産権の活用に関するウェビナーにおいて、国際連合貿易開発会議(UNCTAD)の事務局長を務めるRebecca Grynspan女史が講演を行った。知的財産権はLDCの構造改革と発展戦略の不可欠な部分となりうるし、またそうなるべきである、と同女史は語っている。

² <https://afripi.org/en/publications> (2024.01)

³ <https://www.bizcommunity.com/article/shaping-the-future-of-ip-law-in-2024-and-beyond-012075a> (2024.01.16)

⁴ <https://realnewsmagazine.net/ecowas-wipo-unveil-app-to-promote-designs-strengthen-creativity-industry/> (2024.01.23)

⁵ <https://unctad.org/osgstatement/unctad-commonwealth-webinar-harnessing-intellectual-property-rights-innovation> (2024.01.29)

・ARIPO 地域の知的財産権および中小企業の成長とイノベーションに刺激を⁶

AfriPI が投稿した一片の記事は、中小企業（SME）と知的財産について以下のような点を指摘している：

- 知的財産権を確保することにより、SME は自社の新規な着想や独自の意匠を保護し、研究開発への新たな投資を促進できる。
- 知的財産権は競業者である大企業が SME のイノベーションを模倣するのを防ぐだけでなく、収益を増大させるものである。
- 潜在的な侵害を抑止するためには、健全な知財エンフォースメントが不可欠である。
- SME を支援するためには、知財教育および手頃な価格で提供されるサポートサービスが必要である。

ARIPO**・知的財産と経済発展⁷**

ARIPO 長官の Bemanya Twebaze 氏が以下のような主張を行っている。

- アフリカが持っている未開発の潜在能力は相当に大きなものである。特に技術、音楽、ファッション、映画産業などのポテンシャルは大きい。
- イノベーションを促進し、投資を惹きつけ、経済成長を刺激する上で、知的財産権は極めて重要である。
- アフリカの経済成長を推進するためには、知的財産権を強化し、社会の本流に組み込むことを最優先課題としなければならない。
- 知的財産の重要性に関する公衆の啓発は非常に重要である。

ケニア**・ミッキーマウスの著作権終了が意味するもの⁸**

ミッキーマウスの著作権の終了が米国で大きな話題になったことを受けて、ケニアの新聞でもその事実が取り上げられた。ケニアのみならず多くの国々が著作権保護の存続期間を著作者の死亡日から 50 年間と定めているが、米国のような先進工業国はより長い保護期間を設ける傾向があり、中には 90 年という国もある。

・公衆の健康を守れ：ケニア模倣品取締機関と薬物毒物委員会が模倣薬と違法医薬品に対して共闘⁹

2024 年 1 月 16 日、ケニアの模倣品取締機関（Anti-Counterfeit Authority ; ACA）とケニア薬物毒物委員会（Pharmacy and Poisons Board ; PPB）が 1 通の覚書（MOU）に署名した。この覚書は、

⁶ <https://afripi.org/en/news/fueling-growth-and-innovation-ip-rights-and-smes-aripo-region> (2024.01.30)

⁷ https://www.linkedin.com/posts/bemanya-twebaze-922255192_intellectualproperty-ip4development-economicdevelopment-activity-7151084585852772353-rplo/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2024.01)

⁸ <https://nation.africa/kenya/blogs-opinion/blogs/what-mickey-mouse-copyright-expiration-means--4489242> (2024.01.10)

⁹ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/471-safeguarding-public-health-anti-counterfeit-authority-and-pharmacy-and-poisons-board-unite-forces-against-counterfeit-and-illicit-medicines> (2024.01.16)

ケニア国内における模倣薬や違法医薬品の取引を取り締まるという責務をこれら 2 つの政府当局が共同で遂行することを定めている。

リベリア

・知的財産権の活用がリベリアの中小企業の発展に道を拓く可能性¹⁰

リベリアにおける知的財産の現状について以下のような一般的な指摘を行った記事が発表された。

- リベリア市場に参入する中小企業（SME）はいずれも、同国の経済的ランドスケープを変容させるような独創的な製品や発明をもたらす可能性を有している。しかし、SMEの中で知的財産権が十分に活用されていないという事実が、前記の経済変容のポテンシャルを妨げる大きな障壁となっている。
- SME は資金調達と知的財産の両方を必要としている——EUIPO/EPO の調査により、1 つ以上の知的財産権を所有している企業は全く持っていない企業に比べて従業員 1 人あたり 20% も高い収益を上げていることがわかった。
- リベリアの知財登録機関であるリベリア知的財産庁（LIPO）は、WIPO、ARIPO、EUIPO、AfrIPI と協働し、SME のための特別な法的支援戦略を開発する必要がある。

モロッコ

・OMPIC を主催者として近く開催される知財セミナーの日程¹¹

モロッコの知財登録機関であるモロッコ産業財産権庁（OMPIC）は、以下のセミナーの開催を自らのウェブサイト上で発表した。

- 発明特許の願書作成テクニック入門（2024 年 2 月に開催予定）
- 水際作戦：模倣品取締の効果的な手順（2024 年 3 月に開催予定）

残念ながら詳細な日程はまだ発表されていない。

ナイジェリア

・ナイジェリア- 知財ケーススタディ – 電子商取引プラットフォームにはびこる模倣品の取締り¹²

AfrIPI はあるレポートの中で、電気器具を製造しているフランス企業 Strong Muscles Company がアフリカの模倣品問題に巧みに対処したことを伝えている。同社の対策は単純で、模倣品と思しき製品をリストから削除するようオンライン・プラットフォームに要請しただけである。

削除に関する協力を得るため、同社はオンライン・プラットフォームと覚書（MOU）を取り交わすという直截な手段をとった。この覚書によれば、模倣品を特定するために必要な情報を同社がオン

¹⁰ <https://www.liberianobserver.com/how-embracing-intellectual-property-rights-can-unlock-sme-growth-liberia> (2024.01.30)

¹¹ <http://www.ompic.ma/fr/actualites/calendrier-des-webinaires-venir> (2024.01.22)

¹² https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu/system/files/2023-12/Nigeria_IP-Case-Study_Combating-counterfeiting-in-e-commerce-platforms.pdf (2024)

ライン・プラットフォームに提供し、しかる後にプラットフォーム側がそれら製品をリストから削除するのを許可することになっている。

OAPI

・知的財産分野の修士課程が生み出しつつある新たなスキル¹³

14 回目となる知的財産修士課程の講座が 2024 年 1 月 26 日（金）にヤウンデ（カメルーン）の OAPI 本部で開講された。

開講を祝う式典では、OAPI、WIPO およびヤウンデ大学が知財講座の新規の受講生たちを歓迎した。この式典には、OAPI の Denis BOHOUSOI 長官、WIPO 代表の Yves NGOUBEYOU 氏、カメルーン日本大使館の川上佳氏が参加している。

講座側の告知によれば、アフリカ各地の 24 か国から 41 名の受講生が知財講座の受講者として講義を受けているという。

南アフリカ

・商標：バーチャル商品およびバーチャルサービスの国際分類－第 2 部¹⁴

最近ある雑誌に掲載された記事に、南アフリカの 1 人の知財弁護士がバーチャル商品とバーチャルサービスについて調査した結果が示されている。この知財弁護士は、英国および米国のガイドラインとニース分類の最新版においてバーチャル商品・バーチャルサービスがどのように処遇されているかを調べた。記事の筆者が示唆するところでは、南アフリカの権威筋はこうした外国のガイドラインに従う公算が非常に大きいという。記事で扱われている商品・役務の区分は第 9 類、35 類、36 類、38 類、41 類および 42 類である。

・南アフリカの知的財産事情－2023 年を振り返って¹⁵

2023 年に南アフリカで起こった知財に関するさまざまな出来事を振り返って、南アフリカの知財弁護士たちが以下のような議論を交わしている。

- **著作権法改正法案の施行** — この問題は更なる議論を呼び、デジタル環境に適応させるための調整が行われ、創作者の権利と利用者の利益の均衡が図られることになるだろうと予想されている。
- **医薬品特許論争** — 医薬品特許と薬剤の利用をめぐる論争は、2024 年も続けられる可能性が高い。
- **新興技術** — 立法機関や知財実務者は、知的財産と新興技術が集中する分野（ブロックチェーン、3D 印刷、バイオテクノロジー等）に引き続き注目していく必要があるだろう。

¹³ <http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/843-master-en-propri%C3%A9t%C3%A9-intellectuelle,-de-nouvelles-comp%C3%A9tences-en-gestation> (2023.01.26)

¹⁴ <https://www.bizcommunity.com/Article/196/825/244892.html> (2024.12.29)

¹⁵ <https://www.lexology.com/commentary/intellectual-property/south-africa/spoor-fisher/ip-in-south-africa-2023-review> (2024.01.08)

- **知財に関する世界的なトレンド** — 南アフリカは、世界的な知財エコシステムの中での自国の立場を維持しつつ、知財に関する国際条約や国際協定に引き続き従っていくことになるだろう。
- **商標の希釈化** — 非常に重要な展開として、南アフリカの最高裁にあたる最高控訴裁判所 (Supreme Court of Appeal ; SCA) が *National Brands, Limited v Cape Cookies CC* の事案において 2023 年に示した判決が挙げられる。この判決は、商標の反希釈化を定めた規定を明確化するものであった。最高裁判決によれば、これらの規定の適用は類似性のない商品や役務に関する詮議に限定されるわけではなく、同一または類似の商品または役務について使用されている商標に関わる事案においても援用することができるという。
- **障害者への配慮** — *Blind SA v Minister of Trade, Industry and Competition* の訴訟では、視覚障害や印刷物障害を持つ人々の権利に関して、憲法裁判所が画期的な判決を言い渡した。
- **地理的表示 (GI)** — 最近の「カルー産ラム」 (Karoo Lamb) の地理的表示登録は、カルー地方の勝利であるのみならず、代々南アフリカで受け継がれてきた伝統的農産物の勝利でもある。
- **非代替性トークン (NFT)** — 知的財産、特に商標や著作権をどのように認識し、管理するかという問題について、非代替性トークンは独特な課題と機会を提供している。

• BRICS 諸国における知的財産¹⁶

2024 年 4 月 4~5 日にかけて、ミュンヘン (ドイツ) のミュンヘン・マリオット・ホテルにおいて、「ブリックス加盟国における知的財産」 (*IP in the BRICS Nations*) と題されたセミナーが、「BRICS 知的財産フォーラム」 (BRICS IP Forum ; BIPF) との共催によって開かれる予定である。このセミナーでは、BRICS 諸国 (ブラジル、ロシア、インド、中国、南アフリカ) のプロフェッショナルや専門家が一堂に会することになる。

• 非代替性トークン (NFT) の所有権と知的財産権の針路¹⁷

非代替性トークン (NFT) に関する記事の中で、南アフリカのある弁護士が次のように述べている。

- NFT と知的財産権の間には複雑な関係が存在する。
- NFT は独自のデジタル識別子として用いられ、ブロックチェーンの台帳システムに保存される。これらのデジタル識別子はデジタルアイテムにリンクしているが、そのリンクは一般的に直接の所有権を意味しない。
- 南アフリカのアーティストたちが自らのデジタルアートをトークン化するために NFT を採用するケースが次第に増えている。
- NFT の所有権の複雑性ゆえに、利害関係者は各自のスマート・コントラクトに含まれる売却の条件を注意深く設定する必要がある。こうした周到さは知的財産の保護にとって重要なだけでなく、NFT に適用される法的パラメータが流動的に変化する中でコンプライアンスを保証する上でも非常に重要である。

¹⁶ https://www.linkedin.com/posts/katielovekerr_intellectualproperty-brics-trademark-activity-7152684798132572162-ggmW/?utm_source=share&utm_medium=member_ios (2024)

¹⁷ <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=9fb6a14b-364b-4579-8b47-93a3b4c9251b> (2024.01.19)

タンザニア

- ・タンザニアの知的財産事情を世界が認識¹⁸

あるニュース記事によれば、タンザニアの裁判所が WIPO の協力を得て著作権、商標、特許および意匠の事案を扱う裁判官および判事のためのガイドラインを策定した。さらに、タンザニアの裁判官および判事がアクセスできる知財関連の遠隔学習プログラムに関する記述も記事に含まれている。

2. 他のトピック

アフリカ全域

- ・知的財産権がアフリカの消費者に与える影響

<https://afripi.org/en/news/impact-intellectual-property-rights-african-consumers> (2024 年 1 月 15 日)

- ・南アフリカにおける技術移転の実情

<https://www.wipo.int/technology-transfer/en/stories/tech-transfer-southern-africa.html> (2024 年 1 月 25 日)

リベリア

- ・リベリア著作権協会が知財コンプライアンスに関するビジネスセンターを承認

https://frontpageafricaonline.com/news/copyright-society-of-liberia-recognizes-business-centers-on-ip-compliance/#google_vignette (2024 年 1 月 22 日)

南アフリカ

- ・企業・知的財産委員会 (CIPC) の名称、略称およびロゴの無許可使用 (2019 年事前通告第 48 号)

<https://www.cipc.co.za/?p=20451> (2024 年 1 月 31 日)

ジンバブエ

- ・知的財産権の尊重と保護は必須

<https://www.chronicle.co.zw/comment-it-is-essential-to-respect-and-protect-intellectual-property-rights/> (2024 年 1 月 17 日)

¹⁸ <https://allafrica.com/stories/202312290046.html> (2023.12.29)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 92

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION

2024年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねま
す。